

中国の水ビジネスへの参入促進 ～日本の成長戦略の試金石～

経済調査部 上席研究員 植田 賢司

4月3日に北京で行われた第三回「日中財務対話」の場で、菅直人副総理兼財務大臣は中国側に対して、日本の強みであるインフラ関連ビジネスについてトップセールスを行った。これは、新興国のインフラ開発需要の取り込みが、日本経済活性化の切り札であり、とりわけ中国は最重点国の一つであるために他ならない。しかし、日本はこうした分野への参入で諸外国に後れをとっている。以下では潜在性の高い中国の水ビジネスを例にとって、日本の参入促進のための課題を探ってみたい。

1. 急拡大する中国の水ビジネス

資源や環境問題は中国経済の持続的発展のボトルネックとなりかねない重大な課題である。なかでも、工業化と都市化の進展によって、水資源問題、すなわち、水量不足と水質悪化が深刻度を増している。

中国は、水資源の総量では2兆5,255億 m^3 と世界第4位を誇るが、一人当たり水資源では1,961 m^3 と世界平均の約4分の1に過ぎず、地域的偏在によって問題はさらに深刻である。例えば、北京では一人当たり水資源量が148 m^3 と全国平均の7%しかない¹。

また、工業用水・都市生活排水による水質汚染も深刻である。2007年に全国7大水系において行われた調査によれば、如何なる用途にも不適切な水質レベル(劣V類)と判定された観測点が全体の24%にも達している²。2007年5月に太湖で大量のアオコが発生し、江蘇省無錫市の水道水から悪臭が発生、市民生活に大きな影響を与えた様子が日本のニュースでも大きく報道されたが、この事件も工場や生活排水が処理されことなくそのまま河川や湖に垂れ流されてきたことが原因であった。

その結果、水の効率利用、水質浄化などのニーズが高まっている。中国政府も真剣に対策に取り組んでおり、第11次5カ年計画期間(2006年～2010年)中の水関連事業への投資規模は1兆元、このうち污水处理関連の投資は3,300億元である³。

このような背景の下、中国の水ビジネス市場は急拡大している。日本の環境省の推計によると、中国の水関連分野の潜在市場規模は2020年に約500億米ドルに達し、このうち下水道関連事業は約400億米ドルを占める⁴。中国の水ビジネスの主戦場は最近では污水处理に移行しつつあるとの見方もあり、この分野は今後巨大市場となる潜在性を秘めている。

¹ 李粹蓉「外資・民間資本の参加が加速化 中国の水ビジネス」

http://money.quick.co.jp/pr/eco/report/asia_vo5.html

² 長瀬誠「水資源・土地の爆発的需要増と不足問題」アジア経済研究所『中国の持続可能な成長』

³ 李粹蓉 同上

⁴ 環境省「アジア主要国の環境ビジネスの潜在市場規模推計に関する調査」平成16年3月

2. 欧米企業の参入が先行

中国政府はこうした対策において、ノウハウや資金面で外国資本の力が必要と考えている。建設部が2002年12月に公布した「都市インフラ業界の市場化進展を加速させることに関する意見」により、民間資本や外国資本による水道・ガス・熱供給・汚水処理・ごみ処理等の都市公共インフラへの参入が認められるようになった。

それを契機に外国資本参入が一気に加速し、なかでも「水メジャー」と呼ばれるグローバル・ベースで水ビジネスを展開する巨大企業の参入が積極化している。例えば、ヴェオリア（フランス）は中国の主要都市で25の給水プロジェクトを手掛けており、投資総額は約1兆円に上る。スエズ（フランス）は十数都市で22の合弁会社を設立し、投資総額は約9千億円、またテムズウォーター（英国）も上海市から6,800万米ドルの水処理プロジェクトを受注している⁵。このほか、GE（米国）、シーメンス（ドイツ）なども水ビジネスに参入している。これらを含め外資系企業は2008年末時点で中国の約20の主要都市に50以上の給水プロジェクトを手掛けている⁶。さらに、都市公共インフラ事業市場は、外資のみならず地場民間資本にも開かれているため、内外入り乱れて激しい市場争奪戦が繰り広げられている。

3. 後塵を拝する日本企業が抱える課題

日本企業はこうした欧米企業に大きく水をあけられている。

本来、日本企業の膜技術などに代表されるような高度な技術・ノウハウや効率的な水管理システムは、中国の水ビジネスで強みを発揮するはずである。例えば、省水技術や耐震・漏水防止技術は、工業用水の回収率を8割近くにまで高め、水道の漏水率を1割以下に抑える⁷。

本邦個別企業のノウハウを中国側のニーズと結び付ける試みは既に開始されている。2007年12月の日中首脳会談の際に発表された「環境・エネルギー分野における協力推進に関する共同コミュニケ」を受け、2008年4月よりJETRO、NEDO、日中経済協会の中国国内の10か所の拠点に「日中省エネ・環境協力相談窓口」を設置し、日中間の省エネ・環境関連のビジネスマッチング支援を行っている。しかし実際にはなかなか成果が挙がっていない。

それでは、日本の水ビジネスの中国展開の問題とその改善策は何であろうか。いくつかのポイントが浮かび上がってくる。

① 現地ニーズの的確な把握

日本企業の製品・サービスは高品質でその分コストも高くなることから、価格競争上不利になる傾向がみられる。現地ニーズの的確な把握で過剰品質を排し、ニーズに沿った設計・仕様に変更することによるコスト削減が必要である。そのためには、地場政府や企業・研究機関などとの連携によって現地情報の収集を十分に行う体制整備が重要となってくる。

⁵ 董氷「中国の環境市場に狙いを定めるグローバル企業」
http://money.quick.co.jp/pr/eco/report/asia_vol10.html

⁶ 李粹蓉 同上

⁷ 経済産業省「我が国水ビジネス・水関連技術の国際展開に向けて」平成20年7月

② 一体化したシステムの提供

日本企業は個々の装置・設備の供給については高い技術やノウハウを有する一方、単品売り切りのビジネスが中心となっている。一方欧米企業のようにプロジェクトの運営・管理を一体化したシステムを提供するという事業展開はほとんど行われていない。現地の立場からすると、一体化したシステムとして購入するほうが便利で都合がよい。本来、こうしたビジネスは商社が得意な分野のようだが、水ビジネスについても新たなビジネスモデルの構築が必要である。

③ 官のノウハウ導入と政府の後押し

日本においては、水道事業の高い公共性に鑑み、2001年の水道法改正までは民間企業への包括的な業務委託が認められていなかった。したがって、上述の一体化したシステムの運営・管理という点でのノウハウは、民間ではなく地方自治体に蓄積されている。地方自治体は法的規制のため、多くの場合、海外事業展開をできない。また、仮にできるようになったとしても損失リスクを誰が負担するかという問題などから、収益性が望めても海外への事業展開を行うインセンティブが働きにくい。このような問題を解決するため、今年3月には総務省が中心となり、官民連携による地方自治体水道事業の海外展開を推進するための関係省庁横断の検討チームが立ち上げられている。

4. 水ビジネスの中国展開の成否は日本の成長戦略の試金石

中国における水ビジネスの展開は、日本企業が中国の差し迫った環境問題の解決に貢献できる機会であると同時に、日本の強みを活かし、中国の経済成長を自らの中に取り込む新たな成長戦略の一環に他ならない。そして、そのノウハウは水ビジネス以外のインフラ開発事業にも応用可能である。最近、新興国でのインフラ整備案件において、何らかの公的支援を受けた海外企業との競争に敗れ、日本企業が失注する事例が報じられている。その結果、日本政府による本邦企業支援体制の整備を求める声が高まっている。日本企業にとって将来有望と考えられる中国における水ビジネスが、今後官民一体となって積極的に推進されることを期待したい。その成否は日本の成長戦略が掛け声だけに終わるか、実体を伴った成果をもたらすかを左右する試金石かもしれない。

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2010 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>